

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		0	t-CO ₂
① （温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素排 換算 ） 量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふつ化窒素		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		0	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	0	t-CO ₂	0	t-CO ₂	0.0

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当りの 排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

CO2排出ゼロを達成しているため、電気使用量を前年度比1%削減、3年間で3%削減とする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位当りの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進/冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機の熱交換機フィン洗浄をイオンモールは毎年実施する。 ・空調機フィルター清掃をイオンモールは毎月実施する。(BIZrium名古屋は1回/3カ月実施する。) ・FCU洗浄を6年周期で洗浄を実施する。 	空調フィン・フィルターについては年間計画を立てて実施する。
省エネルギー・省資源の推進/冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・館内温度に合わせて随時、温度設定を変更する。 	館内温度チェックを実施して調整する。
省エネルギー・省資源の推進/照明	<ul style="list-style-type: none"> ・館内共用通路の照度減。 	設備員が連携して対応する。
省エネルギー・省資源の推進/照明	<ul style="list-style-type: none"> ・立体駐車場5階・R階を閉鎖した場合は消灯を徹底。 	警備員、設備員が連携して対応する。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	100 %

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

● ライトダウンキャンペーンの実施。 ● フードロスの削減 ・ 名古屋市食べ残しゼロ協力店の参画 ・ フードドライブの実施 (名古屋市環境推進課と協働)

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・ 衣料品回収の実施。 ・ 1か月で1人が排出するプラスチックゴミをペットボトルにて換算し、展示。
